



老齢基礎年金の繰上げ支給と繰下げ支給

保険料を納めた期間が（保険料免除期間を含む）が原則25年以上ある人が、65歳になってから受けられるのが老齢基礎年金です。

このように、老齢基礎年金を受ける年齢は65歳ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間でも繰上げて受けることもできます。しかし、年金を受けようとする年齢によって年金額が減額されます。

また、希望すれば、66歳以後繰下げて、増額された年金を受けられることもできます。

○昭和16年4月2日以降に生まれた人の繰上げ・繰下げの支給率
※月単位の請求になります。

月 年齢	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142（70歳以降142%は変わりません）											

繰上げ支給

繰下げ支給

○繰上げ請求の注意

年金額が減額されるほか、次のようなことに御注意ください。

- ① 厚生年金や共済組合の加入期間のある人に支給される特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が、繰上げ請求したときから65歳になるまで一部が停止されます（65歳からは両方とも受けられます）。
- ② 遺族厚生（遺族共済）年金を受けている人が老齢基礎年金を繰上げ請求した場合、65歳になるまではどちらか一方が支給されます（65歳からは両方とも受けられます）。
- ③ 繰上げ請求をしたあと障害になり、程度が重くても障害基礎年金は受けられません。
- ④ 寡婦年金は繰上げ請求すると受けられなくなります。
- ⑤ 国民年金の任意加入はできません。
- ⑥ 一度、繰上げ請求すると取り消すことはできません。一生同じ割合で減額された率の年金を受け取ることになります。

保険料納付の免除・猶予制度

国民年金の保険料の納付が困難なときは、申請をして一定の要件に該当すれば保険料の納付が免除・猶予されます。

申請が遅れると万が一病気やケガで障害状態になっても障害基礎年金等が受けられない場合があります。

現在は平成23年7月～平成24年6月分の免除・猶予の受け付けをしています。希望される方はお早めに手続きしてください。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
（電話）34・2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
（電話）0166・72・5002